

参考資料
見積書作成例

御見積書(例)

平成19年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社 御中

〇〇興業
代表取締役 〇〇 〇〇 印

工事名 〇〇道路改良工事
工事場所 〇〇市〇〇地内
工期 平成19年〇〇月〇〇日から平成19年〇〇月〇〇日まで
作業条件 昼間作業(8:30~17:30)
支払条件 現金
有効期限 30日間

見積合計金額 ￥1,726,200-

見積内訳書

品名・寸法	条件	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
ダンプ運転		日	30	54,800	1,644,000	
消費税相当額		式	1		82,200	
合計		日	1		1,726,200	

ダンプ運転1日あたり明細書

品名・寸法	条件	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
一般運転手		人	1	15,500	15,500	
軽油		L	76	96	7,296	
ダンプトラック損料 10t積		式	1	19,344	19,344	
タイヤ損耗費 10t積		式	1	1,698	1,698	
諸経費		式	1	10,960	10,960	
諸雑費		式	1	2	2	
合計		日	1		54,800	

— 特記仕様書 —

施工条件明示書

工事番号	工事番号	工事名	工事名	事務所名	事務所		
項目		条件		施工方法			
1 工程関係							
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある	●ない					
(2) 施工時期による制限	○ある	●ない					
(3) 関係機関等との協議の未成立	○ある	●ない					
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ある	●ない					
2 公害対策関係							
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	○ある	●ない					
3 安全対策関係							
(1) 交通安全施設等の指定	○ある	●ない					
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	○ある	●ない					
4 排水工関係							
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある	●ない					
5 建設副産物対策関係							
(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。						
(2) 建設発生土	処理・処分		処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間	
		○ある	●ない			km	時 分 ~ 時 分
(3) 建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない		km	時 分 ~ 時 分
			工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。				
			○ある	●ない		km	時 分 ~ 時 分
			○ある	●ない		km	時 分 ~ 時 分
			○ある	●ない		km	時 分 ~ 時 分
(4) 再生材の利用	処理・処分	その他	○ある	●ない		km	時 分 ~ 時 分
			○ある	●ない	種類・数量		
6 工事現場のイメージアップ							
	○ある	●ない	内容 イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。				
7 品質証明							
	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-12によること。				
8 標準的な設計図書による発注方式							
	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-17によること。				
9 資材関係							
(1) 生コンクリート	生コンクリートは、別に指定のある場合を除き、高炉セメントB種(JIS R 5211)の使用を原則とする。但し、請負者は高炉セメントの使用が明らかに不適当であると判断するに足る合理的理由が有る場合は、別途監督職員と協議すること。 高炉セメントを用いた生コンクリートを使用するにあたり、JIS規格製品以外を使用する場合は、宮城県土木部共通仕様書に基づき、請負者は配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を監督職員に提出し、確認を得なければならぬものとする。 生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。						
(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。	必須	1.暗渠排水管、汚泥醗酵肥料、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。					
	○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材				
	○ある	●ない	3. その他()				
	○ある	●ない	4. その他()				
(3) 県産木材製品の利用	県産木材を活用した製品を1製品以上利用すること。 ① 木製型枠を用いる場合、若しくは木製工事名表示板枠(既製品)を用いる場合は、宮城県グリーン製品を用いること。 ② 宮城県グリーン製品以外の県産木材製品を用いる場合は、証明できる資料を添付した材料承諾書を監督職員に提出すること。						
10 舗装工事の下請け制限について							
	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編2-2-1によること。				
11 共通仕様書の適用							
	特に条件明示のないものについては、「宮城県土木部制定共通仕様書(土木工事編Ⅰ、Ⅱ)」によること。						

※ 条件欄に「ある」と記入した場合は内容、施工方法等を記入すること。

特記事項

項目	内容	施工方法	備考
1 「建設工事の土砂等の運搬を行うダンプ調査」に対する協力について	発注者の実施する「建設工事の土砂等の運搬を行うダンプ調査」の対象工事となった場合、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、発注者が工事現場で行うダンプ運転手からの聴き取り調査の実施に協力すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。		
2 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の実施について	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。		

「出典」

平成19年4月1日以降適用 宮城県土木部「土木設計マニュアルⅠ(積算編)」第一章 土木工事設計内訳記載要領 1-5設計書様式